

町長選挙の結果

各候補者の得票数（届出順）

盛田 信明 氏	2,124票
仁科 洋一 氏	2,389票

投票結果

当日有権者数	5,751人
投票者数	4,567人
投票率	79.41%

投票総数の内訳

投票総数	4,567票
有効投票数	4,513票
無効投票数	54票

任期満了に伴う小国町長選挙が7月23日に執行されました。投票は午前7時から町内の全13投票所で行われ、その後、同日の午後8時から、町民総合体育館で開票が実施されました。

その結果、仁科洋一氏が2389票を得て、町長に当選しました。今回の小国町長選挙は、7月18日に告示され、盛田信明氏、仁科洋一氏の2人が立候補の届け出をし、5日間の選挙戦が繰り広げられました。24日には、役場大会議室で当選証書付与式が行われ、当選した仁科洋一氏に、原田憲一郎小国町選挙管理委員会委員長から当選証書が手渡されました。

仁科洋一氏が3回目の当選



▲当選証書付与式の様子

ヒトパピローマウイルス感染症予防接種について

平成9年4月2日から平成21年4月1日生まれの女性のかた
ヒトパピローマウイルス感染症予防接種（HPVワクチン）
はお済みですか？

HPVワクチンを定期接種として、無料で接種できる期間は令和7年3月末までです。HPVワクチンは、日本で毎年約3,000人が死亡している子宮頸がんを防ぐための大切なワクチンです。接種は合計3回、完了するまで約6か月かかりますので、希望するかたは、1回目を令和6年9月末までに接種してください。

■問合先 健康福祉課地域保健担当（☎61-1000へ）

「野生きのこ」の放射性物質に注意してください

これから「野生きのこ」のシーズンを迎えるにあたり、次の事項に留意してください。

- ①「野生きのこ」は生育環境の違いにより放射性物質の濃度にばらつきがあるため、出荷前の検査を徹底し安全性を確認してから出荷してください。なお、出荷には「フリーマーケットサイト等による通信販売」も含まれますので、注意してください。
- ②特に「チチタケ」、「サクラシメジ」、「コウタケ」は、過去に基準値を超える放射性物質が検出されていますので、自主検査を徹底し、安全性を確認してください。

定額減税しきれないかたへの調整給付金の支給について

歯周疾患検診を受けましょう！

物価高騰による負担増を踏まえ、令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されておりますが、減税しきれないと見込まれるかたに「調整給付金」を支給します。対象となるかたには別途、ご案内を送付いたします。

■給付対象・金額

- ①所得税の定額減税可能額（3万円×減税対象人数）が令和6年分推計所得税額を上回るかた
→給付金額＝所得税の定額減税可能額－令和6年度分推計所得税額
- ②住民税所得割の定額減税可能額（1万円×減税対象人数）が令和6年度分住民税所得割額を上回るかた
→給付金額＝住民税所得割の定額減税可能額－令和6年度分住民税所得割額

- その他 申請方法などの詳細は送付する案内をご確認ください。申請期限は10月31日を予定しております。
- 問合せ先 健康福祉課福祉担当（☎61-1000へ）

高齢期における健康を維持し、食べる楽しさをいつまでも得られるよう、歯を失う大きな原因となる歯周疾患を予防しましょう。対象のかたには7月23日付けで受診券や受診票などを送付しています。

- 対象 昭和23年4月1日から昭和24年3月31日までに生まれたかたで山形県後期高齢者医療被保険者のかた
- 期間 8月1日から12月31日まで
- 場所 山形県歯科医師会に所属している歯科医院
- 料金 無料
- 持ち物 受診券、受診票、山形県後期高齢者医療の資格を確認できるもの（保険証、マイナ保険証、資格確認書など）
- その他 体調が優れない場合は受診を見合わせて、体調が落ち着いてから受診をしてください。
- 問合先 山形県後期高齢者医療広域連合事業課（☎0237-84-7100）へ

令和6年10月1日より児童手当の制度が改正されます

■主な改正点

- ①所得制限がなくなります。
- ②支給期間が高校生年代まで延長されます。
- ③第3子以降の支給額が月3万円になります。
- ④支払月が隔月（偶数月）の年6回になります。

■手当額

対象児童		支給額（児童1人あたりの月額）		
		児童手当	特例給付	所得超過
		⑦所得制限限度額未満	⑦以上①未満	④所得上限限度額以上
3歳未満		15,000円		
3歳以上小学校修了前	第1子、第2子	10,000円	5,000円	支給なし
	第3子以降	15,000円		
中学生		10,000円		
高校生		—	—	—

対象児童		支給額（児童1人あたりの月額）	
		児童手当（所得制限なし）	
		第1子、第2子	第3子以降
3歳未満		15,000円	30,000円
3歳以上小学校修了前		10,000円	
中学生		10,000円	
高校生		10,000円	

■申請手続き

- 【新たに申請が必要なかた】
 - ①所得上限限度額以上の所得があるため、支給対象外になっているかた
 - ②高校生年代以上の児童のみを養育しているかた
- 【増額申請が必要なかた】
 - ①児童手当を受給しており、高校生年代の児童を養育しているかた
 - ②児童手当を受給しており、18歳年度末から22歳年度末の子を養育し、3人以上の児童がいるかた
- 【申請が不要なかた】
 - ①特例給付（月額5,000円／1人）を受給しているかた
 - ②児童手当を受給しており、中学生以下の児童のみを養育し、第3子以降の増額を受けるかた
 - ③児童手当を受給しており、中学生以下の児童のみを養育しているかた
- 申請書受付期間 9月17日(火)～10月31日(木)
※受付期間を過ぎた場合や、申請書類に不備等があった場合は、制度改正後の初回の支給（12月）に間に合わない可能性があります。
- その他 対象者には8月下旬に案内書類を送付します。なお、対象になる児童が町外に住民登録している等で現状が把握できない場合がありますので、申請の必要の有無についてご確認ください。
詳細は町のホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。
- 問合せ先 健康福祉課福祉担当（☎61-1000へ）